



許可番号第 02320033182 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 丹羽郡大口町替地二丁目 135 番地

氏 名 株式会社 パックス
代表取締役 小椋 俊佑 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 7 (2025) 年 7 月 2 日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 5 月 12 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字高雄字海道田 182 番

イ 設置年月日

平成13年6月19日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。）

350.4t／日（43.8t／時間）

紙くず

252.8t／日（31.6t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町替地二丁目131番

イ 設置年月日

平成29年9月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。）

267.2t／日（33.4t／時間）

紙くず

174.4t／日（21.8t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 破砕施設

ア 設置場所

丹羽郡扶桑町大字高雄字海道田179番

イ 設置年月日

令和元年12月11日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.712t／日（0.339t／時間）

紙くず

3.68t／日（0.46t／時間）

木くず

2.312t／日（0.289t／時間）

ゴムくず

4.904t／日（0.613t／時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕

許可番号第 02320033182 号

物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 6.384t/日 (0.798t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 破碎施設

ア 設置場所

丹羽郡大口町替地二丁目131番

イ 設置年月日

令和5年5月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。) 2.712t/日 (0.339t/時間)

紙くず 3.68t/日 (0.46t/時間)

木くず 2.312t/日 (0.289t/時間)

ゴムくず 4.904t/日 (0.613t/時間)

金属くず (自動車等破碎物を除く。) 6.976t/日 (0.872t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 6.384t/日 (0.798t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 5月13日 新規許可

平成13年 5月13日 更新許可

平成18年11月13日 更新許可

平成23年 5月20日 更新許可

平成28年10月 4日 更新許可

令和 3年 7月13日 更新許可

令和 7年 7月 2日 変更許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無